

関東学院大学新入生の皆様へ 〈補償制度加入のお知らせ〉

関東学院学生総合補償制度

～安心したキャンパスライフを送るために～（団体総合生活保険）

申込締切：3月31日（月）

必ず締切日までにお振込みください。

**メディカル
アシスト**

おからだの「もしも」のときに
無料でサービスをご提供！

詳細は同封のご案内を
ご参照してください

**団体割引
20%
適用**

**自転車
事故も対応**



**大切なお子さまを
24時間365日、補償！**

2019年10月施行
神奈川県自転車条例対応〔個人賠償〕

※条例では自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっております。

自転車運転中の歩行者に対する事故では**高額な賠償請求**が増えています

2013年7月神戸地裁において
加害者側の母親に対して

9,500万円の支払判決も！

関東学院学生総合補償制度なら、**個人賠償責任金額1億円**まで補償します！

示談交渉も
行います。
（国内のみ）

《先輩たちの声》

人間共生学部・男性

「**部活中に骨折して手術した時**も、この保険で補償され、とても助かりました。」

国際文化学部・男性

「引越の際、**借りているアパートの壁を壊してしまった時**も補償の対象になりました。」

経済学部・女性

「**父が病気で亡くなった時**でも、この保険から授業料が出たため安心して学校に通うことが出来ました。」

経済学部・男性

「**インターンシップ（※）に参加する際**、この制度に加入していたおかげで保険の手配をしなくて済みました。」

（※）インターンシップでは、企業側から傷害保険の加入を求められるケースがあります。

団体名 関東学院大学
取扱窓口 関東学院購買部

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

こんなときお役に立つ制度です！

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

1 自転車で行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

示談交渉
サービスあり*6

個人賠償責任保険金 A B C D E F

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまった時や、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）※1を国内外で壊したり盗まれてしまった時など、**法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。

※1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は受託品に含まれません。



2 日常生活中にケガをして入院・通院したとき。

学生本人のケガ

入院 A B C D E F

通院 A B C D E F

学校内、通学途中はもとより、日本国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。



熱中症により 医師にかかったとき

A B D E

熱中症（日射または熱射による身体障害）により医師にかかった場合、保険金をお支払いします。



サークル等の
屋外活動中も
補償の対象!!

地震によるケガ

A D



地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガをされた場合に保険金をお支払いします。

天災にも対応

3 肺炎で入院したとき。

学生本人の病気 入院 A B C D E F

学生本人が病気になり、その治療のために保険期間中に開始した入院が2日以上（1回の入院について60日を限度とします）場合に保険金をお支払いします。

※保険期間の開始日より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。（ただし、保険期間の開始日より2年を経過した後に保険金支払時由が生じた場合を除きます）



4 扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

育英・学資費用保険金

扶養者が急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に育英費用保険金および学資費用保険金をお支払いします。また、扶養者が疾病により死亡した場合は学資費用保険金をお支払いいたします。

●払込取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

◆育英費用保険金（一時金）A B C D E F

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金（ケガ）A B C D E F

（病気）A B C D E F

お支払対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

大学生が卒業するまでの4年間で
必要な費用は約966万円!

授業料



5 旅行中に、カメラを壊してしまった。

携行品損害（国内外とも補償）A B C D E F

自宅外で携行する学生所有の家財が偶然な事故によって損害を被ったとき。

【事故例】海外旅行中にノート型パソコンを盗まれてしまった、課外活動中に衣類を破損してしまった。等



6 ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

借家人賠償責任保険金 D E F

国内で学生が借用する戸室を火災や水漏れ等の偶然な事故により損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。*7 *8



7 空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

生活用動産保険金 D E F

国内で学生の所有する家財が盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。*7 *9

※サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券、定期券、貴金属、宝石、商品製品や設備什器（じゅうき）等は、補償の対象となりません。



よくあるQ&A 下記以外にも、ご不明な点があれば、お問い合わせ先までご照会ください。

Q 入学時は自宅通学だが、途中で一人暮らし予定。
どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。
一人暮らしされる時からのタイプ変更が可能です。

Q 申込締切日以降に加入することは可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。パンフレットの補償開始月の翌月以降にお手続きいただく場合は保険料が異なります。
お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

A
B
C
D
E
F

【共通補償】自宅生・一人暮らし学生タイプ

D
E
F

一人暮らし
学生タイプ

ご加入タイプ		〔 自 宅 生 用 〕(*5)			〔 一 人 暮 ら し 学 生 用 〕		
		A タイプ	B タイプ	C タイプ	D タイプ	E タイプ	F タイプ
		おすすめプラン	基本プラン	エコノミープラン	おすすめプラン	基本プラン	エコノミープラン
保険料(4年間一括払)		89,250円	67,540円	50,440円	97,100円	75,390円	58,290円
保 険 金 額		1ヶ月あたり 約1,860円	1ヶ月あたり 約1,410円	1ヶ月あたり 約1,050円	1ヶ月あたり 約2,020円	1ヶ月あたり 約1,570円	1ヶ月あたり 約1,210円
	1 個人賠償責任(*1) 免責金額（自己負担額）：0円、 記録情報限度額：500万円	1 事故 1 億円 限度（国内・国外とも）			1 事故 1 億円 限度（国内・国外とも）		
	2 死亡・後遺障害 ケガ	150 万円	100 万円	90 万円	150 万円	100 万円	90 万円
	ケガの入院（日額）	3,000 円	2,500 円	2,000 円	3,000 円	2,500 円	2,000 円
	ケガの通院（日額）	2,000 円	1,500 円	1,000 円	2,000 円	1,500 円	1,000 円
	ケガの手術保険金(*2)	入院中の手術…入院保険金日額の10倍 入院中以外……入院保険金日額の 5 倍			入院中の手術…入院保険金日額の10倍 入院中以外……入院保険金日額の 5 倍		
	熱中症補償 (熱中症による死亡・後遺障害・ 入院・手術・通院)	熱中症補償あり			熱中症補償あり		
	天災補償 (地震・噴火・津波による死亡・ 後遺障害・入院・手術・通院)	天災補償あり	補償 されません	補償 されません	天災補償あり	補償 されません	補償 されません
	3 病気の入院（日額）	3,000 円	2,500 円	2,000 円	3,000 円	2,500 円	2,000 円
	4 育英費用 (一時金) ケガ	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円
	学資費用(*3) ケガ (扶養者がケガで死亡・ 重度後遺障害となった場合)	支払年度ごとに 100 万円 限度	支払年度ごとに 75 万円 限度	支払年度ごとに 50 万円 限度	支払年度ごとに 100 万円 限度	支払年度ごとに 75 万円 限度	支払年度ごとに 50 万円 限度
	学資費用(*3)(*4) 病気 (扶養者が病気で死亡と なった場合)	支払年度ごとに 100 万円 限度	支払年度ごとに 75 万円 限度	支払年度ごとに 50 万円 限度	支払年度ごとに 100 万円 限度	支払年度ごとに 75 万円 限度	支払年度ごとに 50 万円 限度
	5 携行品損害 免責金額（自己負担額）：5,000円	10 万円	10 万円	10 万円	10 万円	10 万円	10 万円
	6 借家人賠償責任 免責金額（自己負担額）：0円	補償されません			500 万円	500 万円	500 万円
	7 生活用財産 免責金額（自己負担額）：5,000円				50 万円	50 万円	50 万円

学生本人の補償

学費の補償

関東学院学生総合補償制度のスケールメリット

団体割引20%適用により保険料が割安

加入タイプ D タイプ
4年間の補償内容で

比較

団体割引 0%
121,390円

24,290円割安

団体割引 20%
本制度で加入97,100円
注：2025年4月1日始期とした
4年間の保険料となります。

上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。お子様（被保険者）がアルバイト等で継続的に以下の6業種のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。

お問い合わせ先まで必ずご連絡ください（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）。6業種とは「自動車運転者」「建設作業者」

「農林業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」「漁業作業者」をいいます。

(*1)情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。

(*2)傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(*3)学資費用支払終期は2029年4月1日までです。

(*4)扶養者が疾病により死亡した場合は、保険金支払いの有無に関わらず本補償は失効となります。

(*5)一人暮らしの学生の方であっても、自宅生用タイプ（A・B・C）にご加入いただくことが可能です。

(*6)個人賠償責任については日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

(*7)お子様が寮・下宿生の場合にご加入できます（自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。）。

(*8)借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

(*9)建物外に持ち出している間も補償されます。

※ケガには有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*10を含みます。

(*10)「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険期間

2025年4月1日午前0時から
2029年4月1日午後4時までお申込み
期 日

申込締切：3月31日(月)

* 右のQRコードまたは、払込取扱票よりお申込みください。
(URL:<https://www.kk-ks.co.jp/hoken/>)注：QRコードはデンソーウェブの
商標登録です。

関東学院大学において支払われた事故を紹介します。(本制度の過去5年間の保険金お支払い件数: 1056件)

事 故 内 容		保 險 金
大学2年次、扶養者が交通事故で死亡した。	育英費用 学資費用	100万円 150万円
大学1年次、扶養者が心筋梗塞で死亡した。	学資費用	370万円
沢登り中、増水している川に流され死亡した。	死亡・後遺障害	103万円
下り坂で自転車走行中に歩行者に気付かず衝突した。	個人賠償責任	103万円
(一人暮らし学生用) 窓を開けて寝てしまい、その間に雨が吹き込んで 床が濡れて張替えしなくなりました。	借家人賠償責任	28万円
病気のため入院した。	入院医療保険金	15万円
バイクの運転中に転倒して救急搬送された。	ケガの通院 携行品損害	3千円 10万円
スノーボード中背中から落下、背骨を骨折した。	傷害・後遺障害 ケガの通院 ケガの手術 ケガの入院	49万円 14千円 3万円 48千円
電動アシスト自転車に乗車中 歩行者と接触し、歩行者が負傷した。	個人賠償責任	1930万円

(2019年4月～2024年7月)

ご加入内容をご確認ください。
ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。
この保険は、関東学院をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として関東学院が有します。
本団体制度は任意となりますが、安心して学生生活が送れるようにご加入を強く推奨しております。

お問い合わせの内容に応じて下記にご連絡ください。

加入手続き・補償内容に関する お問い合わせ先	関東学院購買部 取扱代理店 株式会社関学サービス 045-786-7164 月～金 10:00～17:00 (祝日を除く)
保険金請求の連絡先	事故受付センター(東京海上日動安心110番) 0120-720-110(24時間365日受付) ◆ ① 事故日時 ② 場所 ③ 事故状況 ④ おケガの状態や損害の内容などをご連絡ください。 保険金請求書類をお送りいたします。 ◆ 賠償事故の示談金や賠償金のお支払いは必ず事前に保険会社にご相談ください。 ※スマートフォンによる事故受付も可能です。加入者票に表示しているQRコードから事故受付専用サイトにアクセスのうえご利用ください。 なお、スマートフォンによる事故受付は、ケガや病気に関する補償の保険金のご請求を対象としています。

取扱代理店 関東学院購買部((株)関学サービス) 横浜市金沢区六浦東1-50-1 関東学院9号館 TEL 045(786)7164	引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)横浜中央支店金融公務課 横浜西区みなとみらい3-6-4 みなとみらいビジネススクエア6階 TEL 045(224)3519
--	--